

技術のおたずねにこたえて

【おたずね】 シイタケの菌床栽培を行っている者ですが、菌床にトリコデルマが発生して困っています。菌床に防カビ剤を散布したり、培地調製時に防カビ剤を混合してはいけないのでしょうか。

(J市, O生)

【おこたえ】

菌床栽培に使用できる農薬（防カビ剤）としては、ナメコ、ヒラタケ、エノキタケ用としてベンレート水和剤やパンマッシュが、ナメコ用としてピオガード液剤が登録されており、その使用方法（使用量、使用回数）も定められていますが、菌床シイタケに関しては、これまで使用が認められた薬剤はありませんでした。

しかし、1992年5月20日付けで、菌床シイタケについてもベンレート水和剤の使用が認められました。ただし、許可されたのは培地調製時の添加のみで、培養中、発生中を問わず、菌床に防カビ剤を散布したり、菌床を薬液につけたりすること

は認められていません。培地への添加量は培地生重量の0.02%以下（2.5kgの培地に対して0.5g以下）となっています。

このように、ベンレート水和剤は、あくまでも予防剤として用いることが許可されたのであり、トリコデルマが発生した後の治療薬として用いることまでは許可されていないのです。

ところで、キノコという商品は、自然食品あるいは健康食品というイメージが売り物です。その栽培に農薬を使用することは、せっかくのイメージを損なう恐れがあります。その上、同一系統の防カビ剤を長く使用すると、その薬剤に耐性を持つカビの発生を招くことになります。

こうしたことから、薬剤を安易に菌床へ添加することを避け、栽培環境の整理整頓と、栽培機器や施設内外の消毒に努めることが得策と思われるます。また、栽培期間の長いシイタケ菌床栽培では、トリコデルマの被害に限らず、キノコバエやダニなどの被害が出ることも予想されます。その予防法としてもこうした考え方が大切です。

(林産試験場 微生物利用科)